



広報えきまえ

令和6年12月号
警察署 番二朗
栖駅前交番
鳥栖行者東房
令鳥栖発



マナーを守って楽しい狩猟を！



◎ハンターの皆様へのお願い！！

昨年、県内での事故の発生はなかったものの、全国では10件発生しているほか、狩猟等に係る違反が全国で207件発生しています！

★リーダーの指揮下で行動すること

★無理な行程で疲れたり、睡眠不足などで注意力が散漫にならないこと

★事前に狩猟区域を確認すること

もう一度、自分の行動を見直しを！！

◎レジャー等で山に入られる皆様へ！！

県内では、毎年11月15日～翌年2月15日まで狩猟期間となります。

銃声のする方へは近づかないようにお願いします。



冬の交通安全県民運動



○ドライバーの方へ…横断歩道手前では、歩行者がいらないことが明らかな場合を除き、横断歩道手前で停止できる速度で進行しましょう。横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止しなければなりません。

○歩行者の方へ…道路を横断するときは、手をあげるなどして、はっきりと横断する意思を示しましょう。



自転車盗難には気をつけよう！！



～自転車施錠を忘れずに～

駅や商業施設などで自転車の盗難が多発しています。

被害にあった自転車はほとんどが無施錠の自転車です。

どんなに急いでいても、自転車の鍵を掛けるようにして下さい。

☆自転車安全利用5則☆

- ① 車道が原則、左側通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用 ← 法改正で努力義務に！！



〈変更になりました〉
警察署窓口の
申請届出の受付時間は
9:00～16:00 です

